

(履物名称照会)
第8条 警察署長等は、犯罪捜査のため必要があると認めるときは、府県鑑識課長に対し、遺留足跡に係る履物の種類、名称、製造業者等の照会（以下この条において「履物名称照会」という。）をすることができる。

- 1 府県鑑識課長は、履物名称照会を受けたときは、直ちに、当該遺留足跡と保管する履物底写真票とを対照し、その結果を当該履物名称照会をした警察署長等に回答しなければならない。
- 2 府県鑑識課長は、前項の規定により対照した場合において、当該遺留足跡に該当する履物底写真票がないときは、第5条第1項の規定により当該遺留足跡に係る遺留足跡写真票を送付した場合を除き、当該遺留足跡について遺留足跡写真票を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に送付して履物名称照会をすることができる。
- 3 警察庁犯罪鑑識官は、履物名称照会を受けたときは、直ちに、当該遺留足跡写真票と保管する履物底写真票とを対照し、その結果を当該履物名称照会をした府県鑑識課長に回答しなければならない。
- 4 警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、足跡手配に係る事件について被疑者の検挙等により当該足跡手配の必要がなくなつたときは、直ちに当該足跡手配を解除しなければならない。
- 5 前項の規定による回答を受けた府県鑑識課長は、直ちにその内容を当該履物名称照会をした警察署長等に通知しなければならない。

(足跡手配)

- 1 府県鑑識課長は、犯罪捜査のため必要があると認めるときは、警察署長等に対し、遺留足跡又はこれに係る履物の種類、名称、模様その他捜査上必要な事項を通知して当該遺留足跡に係る履物等の発見を求める手配（以下この条において「足跡手配」という。）をすることができる。
- 2 警察署長等は、被疑者足跡照会を受けたときは、直ちに、当該被疑者足跡と保管する遺留足跡とを対照し、その結果を当該被疑者足跡照会をした警察署長等に回答しなければならない。
- 3 府県鑑識課長は、被疑者足跡照会を受けた場合において、当該被疑者が他の都府県方面の区域にわたつて犯罪を行つていると認められるときは、当該被疑者足跡を警察庁犯罪鑑識官又は当該他の府県鑑識課長に送付し、被疑者足跡照会をすることができる。
- 4 警察署長等は、被疑者足跡照会を受けたときは、直ちに、当該被疑者足跡と保管する遺留足跡写真票又は遺留足跡とを対照し、その結果を当該被疑者足跡照会をした府県鑑識課長に回答しなければならない。
- 5 前項の規定による回答を受けた府県鑑識課長は、直ちにその内容を当該被疑者足跡照会をした警察署長等に通知しなければならない。

(被疑者足跡照会)

- 1 警察署長等は、被疑者足跡を府県鑑識課長に送付し、当該被疑者足跡に該当する遺留足跡の有無の照会（以下この条において「被疑者足跡照会」という。）をすることができる。
- 2 府県鑑識課長は、被疑者足跡照会を受けたときは、直ちに、当該被疑者足跡と保管する遺留足跡とを対照し、その結果を当該被疑者足跡照会をした警察署長等に回答しなければならない。
- 3 府県鑑識課長は、被疑者足跡照会を受けた場合において、当該被疑者が他の都府県方面の区域にわたつて犯罪を行つていると認められるときは、当該被疑者足跡を警察庁犯罪鑑識官又は当該他の府県鑑識課長に送付し、被疑者足跡照会をすることができる。
- 4 警察署長等は、被疑者足跡照会を受けたときは、直ちに、当該被疑者足跡と保管する遺留足跡写真票又は遺留足跡とを対照し、その結果を当該被疑者足跡照会をした府県鑑識課長に回答しなければならない。
- 5 前項の規定による回答を受けた府県鑑識課長は、直ちにその内容を当該被疑者足跡照会をした警察署長等に通知しなければならない。

(被疑者の足紋の採取等)

- 1 警視総監又は道府県警察本部長は、犯罪情勢その他の事情により必要があると認めるときは、被疑者の足紋の収集、管理及び運用に努めるものとする。
- 2 (重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に關する協力の求め) 関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に關し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。
- 3 (訓令への委任) 訓令への委任

(第13条 この規則の実施のため必要な事項は、警察庁長官が定める。)

附 則

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日国家公安委員会規則第七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の足跡取扱規則、被疑者写真の管理及び運用に関する規則又は指紋等取扱規則の規定により警察庁刑事局鑑識課長がした保管その他の行為又は警察庁刑事局鑑識課長に対しされた照会その他の行為は、この規則の施行後は、それぞれ、この規則による改正後の足跡取扱規則、被疑者写真の管理及び運用に関する規則又は指紋等取扱規則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局犯罪鑑識官がした保管その他の行為又は警察庁刑事局犯罪鑑識官に対しされた照会その他の行為とみなす。

附 則 (令和四年三月一日国家公安委員会規則第一三号) 抄

(施行期日)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月十九日国家公安委員会規則第七号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。